法第四十二条の二第二項の認可をした場合	法第四十二条の二第二項の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合	法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨
次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があった場合	次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第九条第一項の申請書の提出があった場合	第九条第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第九条第二項の報告書の提出があった場合	一　第九条第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二　第十条第二項の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項

（読替規定）

第三十九条　申請等関係事務処理法人が法第八十七条の十二第一項の規定により同項に規定する関係市町村申請等関係事務のうち法別表第十二号に掲げる事務を処理する場合における同条第二項の規定によりみなして適用するものとされる住民基本台帳法第三十条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「当該市町村」とあるのは、「当該申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八十七条の十二第一項の規定により処理する同項に規定する関係市町村申請等関係事務（同法別表第十二号に掲げる事務に限る。）に係る市町村」とする。

2　申請等関係事務処理法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二号	法第三十四条第一項	法第八十七条の二十第三項（第一号に係る部分に限る。）
	貸借対照表（	申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいい、法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務（次条及び第九条第四項において「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。）を行うものに限る。）の業務に係る貸借対照表（
第八条第一項	法第四十二条の二第一項	法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項
	法第六条第四項	法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第六条第四項
	設立団体	設立団体（当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村をいう。次項及び次条第四項において同じ。）。次条第一項及び第二項並びに第十条第二項において同じ。）
第八条第二項	法第四十二条の二第一項	法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項
	設立団体の長の指定する期日	設立団体の長の指定する期日（当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体の長が当該関係市町村の長に協議して指定する期日。次条第五項及び第十条において同じ。）
第九条第四項	金額	金額（当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、当該基準に従い当該関係市町村の長に協議して算定した金額）

第三十条中「第十八条」を「第二十三条」に改め、第七章中同条を第三十五条とする。

第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条第二項第三号中「第二十三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十七条第二項中「第二十三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十六条を第三十一条とし、第二十五条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とする。

第二十三条第一項中「第二十五条」を「第三十条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十二条を第二十七条とし、第十七条から第二十一条までを五条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　設立団体の数の変更に伴う措置

（権利の承継に係る議会の議決）

第二十条　設立団体の長は、法第六十六条の四第一項の規定により受入地方独立行政法人（法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（準用）

第二十一条　第十九条の規定は、設立団体が法第六十六条の四第二項において準用する法第六十六条の二第三項の規定により評価をする場合について準用する。

第十六条中「第六十七条第三項」を「第六十六条の二第三項」に改め、第六章中同条を第十九条とする。

第十五条を第十八条とする。

第十四条を第十五条とし、同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節　一般地方独立行政法人

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手続）

第十六条　法第五十六条の二の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を一般地方独立行政法人の理事長に提出して行うものとする。

一　氏名

二　一般地方独立行政法人の役員又は職員の地位